

海外出張報告書

出張目的： IASB会議（2019年4月）傍聴

日 時： 2019年4月9日（火）、10日（水）、11日（木）

場 所： ロンドン IASB本部

出張者： 企業会計基準委員会 専門研究員 遠藤和人

IASB 会議（2019年4月）傍聴報告

日時：2019年4月9日（火）、10日（水）、11日（木）

スケジュール：別紙を参照

場所：ロンドン IASB 本部

2019年4月9日から11日において、英国ロンドンのIFRS財団事務所にて、国際会計基準審議会（以下「IASB」という。）のボード会議が開催された。4月のIASBボード会議では、以下の論点が議論された。

- IFRS 第17号の修正
- 共通支配下の企業結合
- 会計方針及び会計上の見積り（IAS 第8号の修正）
- 適用に関する事項
- 開示に関する取組み
- リサーチ・プログラムのアップデート
- 経営者による説明
- 基本財務諸表
- のれん及び減損
- 動的リスク管理

【4月9日（火）】

IFRS 第17号の修正

（背景）

IASBは、IFRS 第17号「保険契約」の導入を支援するための作業（IFRS 第17号に関する移行リソース・グループの会議を含む。）を行っている。導入支援の活動を通じて、2018年10月の会議において、移行リソース・グループや他の関係者が議論した懸念及び適用上の課題を識別し、これらに関して、IFRS 第17号に対して何らかの修正を提案する際に満たす必要がある要件を暫定的に決定した。当該会議で提示された25項目の懸念及び適用上の課題については、その後に開催された会議において、継続して検討が進められている。

（今回の会議で議論された主な論点）

今回の会議では、IFRS 第17号の考え得る修正に関して、以下の検討が行われた。

- IFRS 第17号の修正の概要

- デュー・プロセスのステップ（書面投票の許可を含む）
- 整理論点
- 年次改善

(1) IFRS 第 17 号の修正の概要、デュー・プロセスのステップ

IASB は次のことを行った。

- ① IFRS 第 17 号の修正提案を全体として検討した。
- ② 修正提案のそれぞれを IASB が 2018 年 10 月に設定した判断規準に照らして評価した。
- ③ IFRS 第 17 号の修正提案から生じる可能性の高い影響を検討した。
- ④ IASB が IFRS 第 17 号の修正に関する狭い範囲のプロジェクトを完了するにあたって行ったデュー・プロセスのステップを検討し、IFRS 第 17 号の修正案を示した公開草案を公表したい考えであることを確認した。
- ⑤ 現段階で予定されている反対意見はないことを確認した。

IASB は、IFRS 第 17 号の強制発効日及び IFRS 第 4 号における IFRS 第 9 号「金融商品」の適用の一時的免除についての固定された期限満了日に関しての 2018 年 11 月会議での暫定的決定についても確認した。

(2) 整理論点

IASB は、IFRS 第 17 号の修正案に関して生じた IFRS 第 17 号（及び IFRS 第 9 号）に関する利害関係者の追加的な懸念について議論を行った。

（主な暫定決定事項）

- ① IASB は、修正案の発効日を IFRS 第 17 号の発効日と一致させ、企業に IFRS 第 17 号及び修正案を 2022 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に適用することを求めるようにすることを暫定的に決定した。
- ② IASB は、企業が IFRS 第 17 号を修正案とともに早期適用するのを認めることも暫定的に決定した。

(3) 年次改善

IASB は、その他の軽微な変更で、年次改善の範囲に含まれるが、IFRS 第 17 号の修正案の公開草案でも取り扱うことができるものに関しての、アジェンダ・ペーパー2D に示された提案について議論した。IASB は、これらの年次改善のいくつかに関して

の、2019年4月4日に開催されたIFRS第17号に関する移行リソース・グループ会議からのフィードバックを要約した補足資料も受け取った。

（主な暫定決定事項）

IASBは次のことを暫定的に決定した。

- ① IFRS第17号のB96項(c)を修正して、貨幣の時間価値及び金融リスクに係る変動を契約上のサービス・マージンの修正から除外する。
- ② IFRS第17号のB96項(d)及びB97項(a)を修正して、非金融リスクに係るリスク調整の変動の分解に対処できるようにする。
- ③ IFRS第17号のB118項を修正して、企業が保険契約グループに対してのリスク軽減オプションの使用を中止できるのは、当該グループが適格要件に該当しなくなる場合のみである旨を明確化する。
- ④ 投資要素の定義を明確化する。
- ⑤ IFRS第17号の第11項(b)を修正して、IFRS第17号が裁量権付有配当投資契約に適用されるようにする。
- ⑥ IFRS第17号の第48項(a)及び第50項(b)を修正して、非金融リスクに係るリスク調整の変動について損失要素を修正するようにする。
- ⑦ IFRS第17号のB128項を修正して、基礎となる項目の変動によって生じた保険契約グループの測定の変動は、IFRS第17号の目的上は、投資の変動として扱うべきであり、したがって、貨幣の時間価値に係る変動又は金融リスクに関する仮定の変更として扱うべきである旨を明確化する。

（今後の予定）

IASBスタッフは、IFRS第17号の修正案の公開草案に関するコメント期間の短縮について、デュー・プロセス監督委員会の許可を求める予定である。IASBスタッフは2019年5月の会議でIASBにコメント期間の設定を求めることも予定している。IASBは、追加の整理論点があればそれも5月の会議で検討する。

IASBスタッフの見込みとして、IFRS第17号の修正案の公開草案の公表は2019年6月末になる予定である。

【4月10日（水）】

共通支配下の企業結合

（背景）

IASBは、IFRS第3号「企業結合」の適用対象に現状含まれていない、共通支配下の企業結合（BCUCC）の会計処理について、2020年前半中にディスカッション・ペーパーを公表する方向で議論を行っている。2018年に行われたIASBボード会議では、移転先企業の非支配株主に影響を与える一部のBCUCCについて議論が行われてきた。今回の会議では、次の一歩として、移転先企業の融資者及び他の債権者に影響を与える完全支配下の企業間の取引を前提にして議論が行われた。

（今回の会議で議論された主な論点）

IASBは、BCUCCに関するリサーチ・プロジェクトについて、(1)スタッフのアプローチに関するアップデート、(2)BCUCCにおける融資者及びその他の債権者に関するアップデートについて議論が行われた。

(1) スタッフのアプローチに関するアップデート

（主な暫定決定事項）

IASBは、次のことを検討することによって、本プロジェクトの範囲に含まれる取引についての測定アプローチの開発を継続するようスタッフに指示した。

- ① 本プロジェクトの範囲に含まれる取引が、共通支配下ではない企業結合と異なる可能性があるのかどうか、及びどのように異なる可能性があるのか
- ② どのような情報が、受入企業の財務諸表のさまざまな主要な利用者に有用となるのか
- ③ 特定の情報を提供することの便益が、当該情報を提供することのコストを正当化するかどうか
- ④ さまざまなアプローチにおいて生じる可能性のある複雑性及びストラクチャリングの機会

(2) BCUCCにおける融資者及び他の債権者に関するアップデート

（主な暫定決定事項）

IASBは、本プロジェクトの範囲に含まれるすべての取引について単一の測定アプローチを追求する必要はないと暫定的に決定した。具体的には、IASBは次のアプローチを追求することが考えられる。

- ① 受入企業の非支配株主に影響を与える取引の全部又は一部について、現在の価値によるアプローチ
- ② 受入企業の融資者及び他の債権者に影響を与えるが非支配株主には影響を与えない取引について、簿価引継アプローチの一形態などの、異なるアプローチ

（今後の予定）

IASB は、本プロジェクトの範囲に含まれる取引についての測定アプローチに関する議論を今後の会議で継続する予定である。

会計方針及び会計上の見積り（IAS 第8号の修正）

（背景）

IAS 第8号では、会計方針の変更については遡及的に適用され、見積りの変更については将来に向かって適用されることが要求されているが、作成者はこれらの区別を行うことが困難であることがあり、実務が多様となっていた。2017年9月に、IASB はこれらを明確にする公開草案「会計方針と会計上の見積り」（IAS 第8号の修正案）を公表し、その後、多くのフィードバックが寄せられて、それをもとに検討が行われてきた。

（今回の会議で議論された主な論点）

IASB は、本公開草案に対するフィードバックについてのスタッフの分析について議論し、プロジェクトの方向性に関してのスタッフの予備的見解について議論した。

今回の IASB ボード会議では特段の決定事項はなかった。

（今後の予定）

IASB は本プロジェクトについて今後の会議で引き続き議論する。

適用に関する事項

（今回の会議で議論された主な論点）

IASB は、IFRS 解釈指針委員会の 2019 年 1 月及び 3 月の会議に関してのアップデートを受けた。これらの会議の詳細は IFRIC Update で公表された。

今回の IASB ボード会議では特段の決定事項はなかった。

開示に関する取組み

（背景）

2017年3月に公表されたIASBディスカッション・ペーパー「開示に関する取組みー開示原則」に関連して、企業がどの会計方針を開示すべきかに関するガイダンスをIASBは開発するべきであるとの意見が聞かれていた。その後、2018年7月のIASBボード会議において、企業がIAS第1号「財務諸表の表示」に従って重要な（significant）会計方針として開示すべき会計方針を決定する際に役立つよう、IFRS実務記述書第2号「重要性の判断の行使」のガイダンス及び設例を開発することが暫定的に決定された。また、2018年12月のIASBボード会議においては、IAS第1号を修正し、重要な（significant）会計方針ではなく、重要性のある（material）会計方針の開示を企業に要求することが暫定決定された。

（今回の会議で議論された主な論点）

IASBは、IAS第1号及びIFRS実務記述書第2号の修正案の公開草案についての書面投票プロセスをスタッフが開始できるかどうかについて議論した。

（主な暫定決定事項）

IASBはIAS第1号及びIFRS実務記述書第2号の修正案に関するデュー・プロセスのステップ及び書面投票プロセスの開始の許可に関して、以下の暫定決定を行った。

- ① 修正案の早期適用を認めること及び修正案を将来に向かって適用すべきであること
- ② 公開草案に対するコメントについて120日の期間を設けること
- ③ 適用されるデュー・プロセスの要求事項に準拠してきたこと及び公開草案の書面投票プロセスを開始するための十分な協議及び分析を行ったこと

（今後の予定）

IASBは、IAS第1号及びIFRS実務記述書第2号の修正案の公開草案を2019年後半に公表する予定である。

リサーチ・プログラムのアップデート

（今回の会議で議論された主な論点）

IASBは、リサーチ・プログラムに関してのアップデートを受け取った。

IASBは、IASBスタッフが以下についての作業を開始する予定であることに留意した。

- (1) IFRS 第10号「連結財務諸表」、IFRS 第11号「共同支配の取決め」及びIFRS 第12号「他の企業への関与の開示」の適用後レビュー（2019年第2四半期に開始）
- (2) 持分法に関するパイプライン・リサーチ・プロジェクト（2019年第2四半期又は第3四半期に開始）

今回のIASBボード会議では特段の決定事項はなかった。

（今後の予定）

IASBは、リサーチ・プログラムについての次回のアップデートを2019年第3四半期に受ける予定である。

経営者による説明（口頭によるアップデート）

（今回の会議で議論された主な論点）

IASBは、本プロジェクトについてのアップデート及び2019年4月に開催された経営者による説明の諮問グループからの主要なメッセージを受けた。

（今後の予定）

IASBは、本プロジェクトについての議論を5月のボード会議で継続する予定である。

【4月11日（木）】

基本財務諸表

（今回の会議で議論された主な論点及びその背景）

IASBは以下の論点について議論を行った。

(1) 経営者業績指標についてのIASBの提案の修正

IASBはこれまでに、すべての企業は、経営者の見解として、利用者に企業の財務業績を伝える利益又は包括利益の指標（1つ又は複数）を識別しなければならないとし、この指標は以下のようなものであるとしている。

- 多くの場合、その指標はIAS第1号第81A項で要求されている小計又は合計である。

- ② 場合によっては、IAS 第1号第81A項で要求されている小計又は合計ではないが、それらの小計又は合計を補足する指標として経営者が識別したものである。そのような指標が、経営者業績指標（Management Performance Measure; MPM）である。

今回の会議では、IASBがこれまでに提案しているMPMに関して、アウトリーチから得られたフィードバックをもとにその提案の修正の必要性について議論が行われた。

(2) 金融企業についての未解決の論点

2019年2月のIASBボード会議では、金融企業の財務業績の計算書における収益及び費用の分類や、キャッシュ・フロー計算書における受取利息、受取配当金、支払利息及び支払配当金の分類についての議論が行われた。今回のボード会議では、金融企業に関してまだ対処していない未解決の論点についての議論が行われた。

(主な暫定決定事項)

IASBは上記論点(1)に関して、次のことを暫定的に決定した。

- ① MPMが、財務諸表に含まれる情報は忠実な表現を提供しなければならないという一般的な要求の対象となる旨を明確化すること
- ② MPMは企業の財務業績を財務諸表利用者に対して忠実に表現すべきである旨を定めること
- ③ 誤解を招くMPMを禁止する明示的な記述を行うことは不要である。
- ④ MPMをどのように計算すべきかについての追加的な制約（例えば、企業固有の会計方針の使用の禁止によって）は設けない。
- ⑤ 企業がある指標をMPMとして財務諸表の中で識別できるのは、同一の指標を利用者との他の公開のコミュニケーションにおいて使用している場合のみである旨を定める。
- ⑥ 企業のMPMから除外される、通例でない項目の定義を満たす収益又は費用の項目を企業が識別するという要求を設けない。

また、IASBは上記論点(2)に関して、次のことを暫定的に決定した。

- ① 主要な事業活動の過程において、個別に、かつ、企業の他の資源からおおむね独立してリターンを生み出す金融資産に企業が投資する場合には、現金及び現金同等物から生じる収益を営業利益に含めることを企業に要求す

る。

- ② 企業が発行する IFRS 第 9 号の範囲に含まれる有配当投資契約から生じる負債に係る費用を、営業利益に含めることを企業に要求する。
- ③ IASB が「主要な事業活動」に言及する要求事項を開発した際に念頭に置いていた企業の種類を、アジェンダ・ペーパー21B の第 63 項及び第 64 項に沿って明確化し例示する。
- ④ 事業活動が IFRS 第 8 号「事業セグメント」を適用した場合に独立の報告セグメントを構成する場合、これは当該活動が主要な事業活動である可能性があることを示唆するものである旨を定める。
- ⑤ 持分法で会計処理していない関連会社及び共同支配企業から生じる収益、費用及び配当キャッシュ・フローは、他の投資から生じる収益、費用及び配当キャッシュ・フローと同じ方法で分類すべきである旨を明確化する。

（今後の予定）

IASB は今後の会議で、本プロジェクトの提案に対するフィードバックを求めるために、どの種類の協議文書を公表すべきなのかについて議論する。

のれん及び減損

（背景）

2018年7月のIASBボード会議において、企業結合が良い投資判断であったかどうか、及び取得された事業は期待どおりに業績を上げているかどうかを投資家がより効果的に評価することができるように、企業結合に関する開示の改善を追求することが暫定決定されていた。

また、のれんの会計処理は、償却の再導入や年次の減損テストの免除により簡素化を追求すること、使用価値の計算方法の改善を追求することについても暫定決定されていた。

（今回の会議で議論された主な論点）

（1）検討中のアイデアがどのように相互に関連するのかの理解

IASB は、検討中のアイデア及びそれらがプロジェクトの目的の達成にどのように役立つ可能性があるのかについて議論した。これらのアイデアには、企業結合に

ついでの開示の改善、償却の再導入、強制的な年次の減損テストの免除の提供、使用価値の計算方法の改善が含まれている。

(2) 企業結合についてのより適切な開示

のれんと減損プロジェクトの1つの目的は、企業結合についてのより良い開示を識別することである。IASBは、IFRS第3号の開示目的及び開示要求の考えられる改善について、以下を含めて議論した。

- ① IFRS第3号の開示目的を明確化するとともに、企業が取得した事業又は結合後の事業のその後の業績に関する情報を提供するという新たな開示目的を追加すること
- ② 企業結合の主要な目的が達成されたかどうかを企業が開示するという要求事項を追加すること
- ③ 他の的を絞った改善を行うこと

今回のIASBボード会議では、これらについての議論が行われたが、特段の決定事項はなかった。

(今後の予定)

IASBは、プロジェクトの目的の達成に関するどの予備的見解をディスカッション・ペーパーに含めるべきかについて議論する。IASBは、ディスカッション・ペーパーを2019年後半に公表する計画である。

動的リスク管理

(背景)

IASBは、動的に管理されるポートフォリオに対して、現行のヘッジ会計の要求事項を適用することの困難さを踏まえ、動的リスク管理(DRM)の会計処理について検討を行うリサーチ・プロジェクトを進めており、2019年中にディスカッション・ペーパーを公表することを予定している。これまでIASBのボード会議において、DRMの会計モデルの開発にあたって、最も重要な中核的な分野として、①資産プロファイル、②目標プロファイル、③DRM目的で利用されるデリバティブ、④DRMの財務業績及びリサイクリングを識別し、議論が行われてきた。

(今回の会議で議論された主な論点)

IASBは、DRMの研究・プロジェクトについて、以下の議論を行った。

(1) 特定の戦略及び目標プロファイル

DRMモデルは企業が特定の種類の戦略を目標プロファイルの中で指定することを禁止すべきかどうかについて議論が行われた。

(2) 表示

IASBは、DRMモデルの中で指定されたデリバティブを財務諸表においてどのように表示すべきかについて議論した。

(主な暫定決定事項)

IASBは上記論点(1)に関して、次のことを暫定的に決定した。

- ① DRMモデルは、目標プロファイルの中で負のバランスを定義することを認めるべきではない。
- ② リスク管理戦略の変更が頻繁である場合には、企業はDRMモデルを将来に向かって中止すべきである。
- ③ 企業のリスク管理戦略は、所定の対象期間で明確に文書化すべきである。戦略が将来事象を条件として定義されている場合には、その条件となる事象の発生を戦略の変更として扱うべきである。

数名のIASB理事が、企業のリスク管理戦略の変更を生じさせる可能性のある事象の例を示すようIASBスタッフに依頼した。

また、IASBは上記論点(2)に関して、次のことを暫定的に決定した。

- ① DRMモデルは、指定されたデリバティブを財政状態計算書本体の独立の行項目で表示することを要求すべきではない。しかし、この情報は財務諸表注記において利用者に明確に伝えるべきである。
- ② DRMモデルは、指定されたデリバティブの公正価値の変動をその他の包括利益における独立の行項目で表示することを要求すべきではない。しかし、この情報は財務諸表注記において利用者に明確に伝えるべきである。
- ③ 指定されたデリバティブの一致部分は、金利収益及び金利費用に関するものであることを明確にする方法で伝達すべきであり、純損益計算書の本体で独立の行項目として表示すべきである。
- ④ 指定されたデリバティブの不一致部分は、金利収益、金利費用及び一致部

分とは関連していないことを明確にする方法で伝えるべきである。

- ⑤ DRM モデルは不一致部分を純損益計算書の本体における独立の行項目で表示することを要求すべきではないが、財務諸表注記において利用者に明確に伝えるべきである。当該注記は、不一致が表示されている純損益における行項目を明示すべきである。

以 上

別紙1 スケジュール

4月9日（火）

| 時間（予定） | アジェンダ項目 |
|-------------|--------------------------------------|
| 15:30-17:00 | IFRS 第17号の修正（アジェンダ・ペーパー2）（予定90分→40分） |

4月10日（水）

| 時間（予定） | アジェンダ項目 |
|-------------|---|
| 13:30-14:30 | 共通支配下の企業結合（アジェンダ・ペーパー23）（予定60分→70分） |
| 14:30-15:30 | 会計方針と会計上の見積り（IAS 第8号の修正）（アジェンダ・ペーパー26）（予定60分→55分） |
| 15:30-15:40 | 休憩 |
| 15:40-16:00 | 適用上の課題（アジェンダ・ペーパー12）（予定15分→10分） |
| 16:00-16:15 | 開示に関する取組み（アジェンダ・ペーパー11）（予定15分→5分） |
| 16:15-16:30 | リサーチ・プログラムのアップデート（アジェンダ・ペーパー8）（予定15分→3分） |
| 16:30-17:00 | 経営者による説明（口頭でのアップデート）（予定30分→10分） |

4月11日（木）

| 時間（予定） | アジェンダ項目 |
|-------------|-----------------------------------|
| 9:30-12:00 | 基本財務諸表（アジェンダ・ペーパー21）（予定90分→130分） |
| 12:00-13:00 | 昼食 |
| 13:00-14:30 | のれん及び減損（アジェンダ・ペーパー18）（予定90分→100分） |
| 14:30-14:45 | 休憩 |
| 14:45-15:45 | 動的风险管理（アジェンダ・ペーパー4）（予定60分→85分） |

以上

プロジェクト ASAF 対応

項目 共通支配下の企業結合 (BCUCC)

本資料の目的

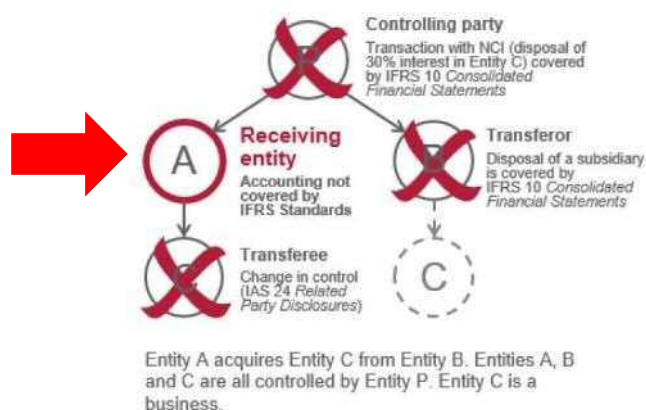
1. 本資料は、国際会計基準審議会 (IASB) の共通支配下の企業結合 (以下「BCUCC」という。) プロジェクトに関して、2019年4月に開催予定の会計基準アドバイザリー・フォーラム (ASAF) 会議における資料の概要をご説明したうえで、ASAF メンバーへの質問事項に対する ASBJ 事務局の発言案を検討することを目的としている。

これまでの経緯－非支配株主に影響を与える BCUCC

2. 本節では、BCUCC プロジェクトに関してこれまで IASB スタッフが行ってきた検討を纏めている。

(主要な利用者に焦点を当てた検討)

3. 当該プロジェクトは、移転先企業 (receiving entity) の財務諸表の主要な利用者の情報ニーズに焦点を当てている (つまり、支配企業の会計処理を検討するものではない)。



4. また、移転先企業の財務諸表の主要な利用者について、以下のとおり説明されている。

(1) 既存の非支配株主

取引は、彼らの既存の持分の価値に影響を与える可能性がある。移転先企業の残余持分リスク (residual equity risks) に晒されている。

(2) 支配企業

自身の情報ニーズを満たすために、移転先企業の財務諸表のみに依存しない。

(3) 融資者及び他の債権者

取引は、既存の持分の回収可能性に影響を与える可能性がある。移転先企業の流動性リスクに晒されている。

(4) 将来の株式投資家

取引時点で結合する企業 (combining entities) について既存の持分はない。投資意思決定は、移転先企業ではなく、結合企業 (combined entity) に対して行われる。

5. BCUCC の考えられる測定アプローチとして、以下の2つが検討されている。

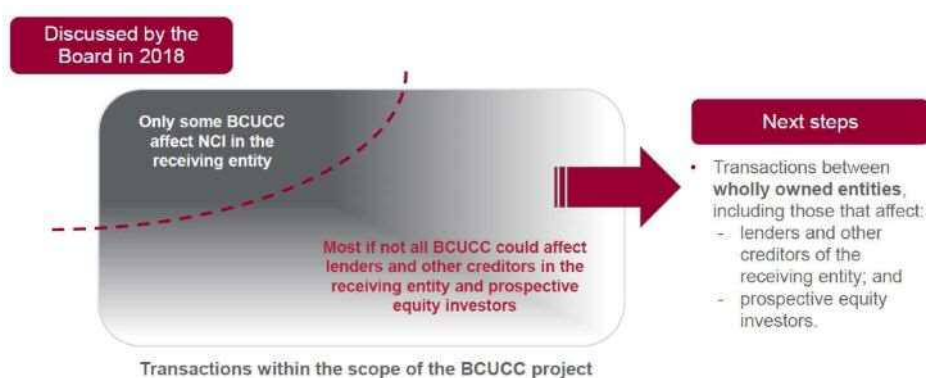
(1) 取得法に基づく現在価値 (current value) アプローチ

移転先企業は、取得した資産及び負債に取得時点の公正価値を反映する。

(2) 簿価引継法

移転先企業は、取得した資産及び負債に企業の従前の帳簿価額を反映する。

6. 2018年に行われたIASBボード会議においては、移転先企業の非支配株主に影響を与える一部のBCUCCのみについて議論を行ってきた。次の一步として、①移転先企業の融資者及び他の債権者、及び②将来の株式投資家に影響を与える、完全支配下の企業間の取引を前提にして議論を行うことが検討されている(2019年4月のASAF会議の議論の対象)。



(非支配株主に影響を与える取引に関するアプローチ)

7. 2018年6月のIASBボード会議において、IASBは、IFRS第3号「企業結合」に規定された取得法に基づくアプローチを開発し、非支配株主に影響を与えるBCUCCにつ

いて最も有用な情報を提供するよう取得法を修正すべきかどうか、及びどのようにすべきかを検討するよう IASB スタッフに指示した。

8. しかし、IASB スタッフは、非支配株主に影響を与えるすべての取引に現在価値アプローチを適用することは適切ではない可能性があると考えている。これは、非支配株主が存在するすべてのシナリオにおいて、現在価値情報を提供する便益は、常に提供されるコストを正当化するとは限らないためである（例えば、重要な非支配株主を持つ公的企業と、主要な経営幹部に少数のストック・オプションのみが発行されている非公開企業では、状況が異なると考えられる。）。
9. 加えて、非支配株主が存在するすべてのシナリオにおいて現在価値アプローチを要求することは、ストラクチャリングの機会を引き起こす可能性がある（例えば、少数の従業員のストック・オプションを発行することにより、現在価値アプローチを適用することを選択できてしまう。）。
10. 非支配株主に影響を与える取引に関して、これまでの IASB スタッフの分析を纏めると以下のとおりである。

| | 非支配株主に影響を与えるすべての取引について、取得法に基づく現在価値アプローチを要求する | 非支配株主に影響を与える一部の取引について、取得法に基づく現在価値アプローチを要求する |
|-------------------|---|---|
| 主要な利用者に対する有用な情報提供 | すべての非支配株主に最も有用な情報を提供する。 | 一部の非支配株主は最も有用な情報を受け取らないこととなる。 |
| コスト・ベネフィットの分析 | 現在価値情報を提供する便益は常にコストを正当化するとは限らない。 | コスト・ベネフィットの考慮をより良く反映する。 |
| 複雑性 | 単純であるが、非支配株主に影響を与えない他の BCUC には異なるアプローチが要求される可能性がある。 | 非支配株主に影響を与えるすべての取引に単一の方法を適用するよりも複雑であるが、すべてのケースに取得法を適用しない場合を除けば、同様の問題は左記においても生じ得る。 |
| ストラクチャリングの機会 | ストラクチャリングの機会を引き起こす可能性がある。 | 取引の区分の仕方によっては、ストラクチャリングの機会を最小化できる可能性がある。 |

11. また、非支配株主に影響を与える取引を区分する方法として、以下の方法が検討されている。

(1) 定性的要因

- ① 移転先企業の資本性金融商品が公開市場で取引されているか（移転先企業の資本性金融商品が公開市場で取引されている場合、現在価値アプローチを要求する）
- ② 非支配株主が関連当事者により保有されているか（非支配株主が移転先企業の関連当事者のみにより保有されている場合を除き、現在価値アプローチを要求する）
- ③ オプトイン／オプトアウト・アプローチ（非支配株主が現在価値アプローチをオプトインする場合に（又はオプトアウトしない限り）現在価値アプローチを要求する）

(2) 定量的要因

- ① 非支配株主の規模（非支配株主の規模が特定の閾値を満たすか又は超過する場合、現在価値アプローチを要求する）

(3) 定性的要因と定量的要因の組合せ（例えば、(1)①と(2)①の組合せなど）

(現時点の IASB スタッフの見解)

12. 現時点の IASB スタッフの見解が以下のように纏められている。

- (1) 現在価値情報を提供するコスト・ベネフィット及びストラクチャリングの機会を考えると、IASB スタッフは、非支配株主に影響を与えるすべての取引ではなく、一部の取引について現在価値アプローチを要求することが適当である可能性があると考えている。
- (2) 現在価値アプローチが、非支配株主に影響を与えるすべての取引ではなく、一部の取引に要求される場合、IASB スタッフは、移転先企業の資本性金融商品が公開市場で取引されているかどうかに基づき区分することが、追求可能なものであると考えている。これは、当該アプローチがコスト・ベネフィットの分析を間接的に考慮に入れており、ほぼ間違いなくストラクチャリングの機会を狭めるものであるためである。
- (3) 一部のケースにおいて、非公開企業における非支配株主に対して現在価値情報を提供することが望ましい場合は、非支配株主が現在価値情報をオプトイン又

はオプトアウトするかどうかにより区分することを追求する可能性がある。しかし、このようなアプローチは、運用化が困難である可能性がある。

- (4) IASB スタッフは、定量的な閾値に基づき区分することは適当であるとは考えていない。

2019年4月ASAF会議における議論－完全支配下の企業間のBCUCC

13. 2019年4月のASAF会議における議論はこれまでと異なり、完全支配下の企業間のBCUCCを前提として以下の主要な利用者についての分析を行った。

- (1) 融資者及び他の債権者
- (2) 将来の株式投資家

(融資者及び他の債権者)

14. IASB スタッフは、BCUCCにおける移転先企業の融資者及び他の債権者の情報ニーズの理解のために、以下のとおりの活動を行った。

- (1) 信用投資マネージャー及びクレジットアナリストとの会議
- (2) 信用格付け機関の格付け方法のレビュー
- (3) 学術論文、財務諸表利用者とのアウトリーチ活動の要約、融資者及び他の債権者の情報ニーズを考慮した記事及び他の文献のレビュー

要求の性質

15. 前項の結果、IASB スタッフは、BCUCCにおける移転先企業の融資者及び他の債権者の情報ニーズは、以下にあると識別している。

- (1) 負債性金融商品の契約上のキャッシュ・フロー（資本性金融商品に関する裁量的なキャッシュ・フローとは対照的に）
 - 負債性金融商品に関するキャッシュ・フローの金額（固定又は変動）及び時期は、融資者又は他の債権者と借手との間の契約において事前に提供されており、借手が契約上の義務を果たすことができない場合を除き、典型的には借手の財務業績から独立している。そのような場合、融資者又は他の債権者は、借手に対する法的措置を取る法的権利を有しているが、依然、契約上の支払われるべき金額を回収できないリスクに晒されている。対照的に、株式保有者の要求は、投資先の財務業績の上下の変動の両方に晒されている。資本性金融商品に関するキャッシュ・フローの金額及び時期は、契約又は法律

において同意又は保証されておらず、投資先の財務業績に依存する。

- ◎ 上述のように、負債性金融商品と資本性金融商品のキャッシュ・フローの特性の違いのために、債務投資家及びクレジットアナリストは、借手が債務を返済することができるとの安心感を提供するために必要なレベルを上回る予測されるキャッシュ・フローの増加に対して、株式投資家及び株式アナリストよりも敏感ではない。しかし、債務投資家及びクレジットアナリストは、予測されるキャッシュ・フローの減少に対し敏感であり、破産リスクの評価に関する分析に焦点を当てている。対照的に、株式投資家及び株式アナリストは、投資のリターンを最大化することを追求しているため、予測されるキャッシュ・フローの増加及び減少の両方に対し敏感である。

(2) 負債性金融商品の契約上の満期（資本性金融商品に関する永久的な性質とは対照的に）

- ◎ 負債性金融商品の契約上の満期は通常有限であるのに対し、資本性金融商品は通常永久的である。したがって、債務投資家及びクレジットアナリストは、キャッシュ・フロー予測の中で特定の時間枠に焦点を当てる傾向がある一方で、株式投資家及び株式アナリストは、企業の永久的なターミナル・バリュエーションにもまた関心を持つ傾向がある。

(3) 清算又は破産の際の請求権の優先順位の違い

- ◎ 企業の清算又は破産が発生した場合には、融資者及び他の債権者が保有する企業に対する請求権は、資本に対する請求権よりも優先される。しかし、融資者及び他の債権者が保有する請求権もまた、契約上の取決めと適用される法律に基づいて、それぞれ優先順位が異なる。結果として、債務投資家とクレジットアナリストは企業の債務の優先順位に関心があるが、株式投資家及び株式アナリストは企業の全体的な財務比率により重点を置く傾向がある。

16. 結論として、IASB スタッフは、前項に記載した融資者及び他の債権者の要求のすべての特徴は、信用分析に必要な情報と、情報が使用される方法の両方に影響を与えていると考えている。一般的に、債務投資家及びクレジットアナリストは、既存又は新規の債務を返済する企業の能力を評価する企業の一般目的財務諸表にある情報を使用する。彼らは、既存の債務の回収可能性の評価、及び企業に対する資金提供についての意思決定の両方で当該情報を使用するが、信用分析の焦点は常に、債務を返済する企業の能力にある。対照的に、株式投資家は一般的に資本性金融商品のリターンを最大化することに興味があり、バリュエーションに焦点を当てる傾向がある。

信用分析の特性

17. 信用分析の目的は、借手の流動性リスクである。そのため、IASB スタッフは、信用分析は以下の特性を示す傾向があると考えている。

- (1) キャッシュ・フロー測定又はその代理（例えば、EBITDA、キャッシュ・フロー予測、及びキャッシュ・フローに基づく比率など）が、信用分析の中心である。これらの測定は通常、純損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、及び財務諸表の注記情報から得られる。非資金項目、特に償却、減価償却及び減損は、キャッシュ・フロー分析には含まれない。
- (2) 信用分析は、財政状態計算書に焦点を当てる傾向がない。債務投資家及びクレジットアナリストは、償還金額、満期、担保及び支払の優先順位に関する情報を含む、認識された債務及び未認識のコミットメントに関する定性的及び定量的情報を必要としている。
- (3) 企業の信用分析の本質は、それが既存の債務投資に関連しているか潜在的な債務投資に関連しているかにかかわらず、同じである。
- (4) 一部の債務投資家及びクレジットアナリストは、企業との契約上の取決めの効力によりプライベートな情報にアクセスし、分析において当該情報に依存している。

IASB スタッフの見解

18. 以上の結果、債務投資家及びクレジットアナリストは、前項の方法で情報を使うことから、IASB スタッフは、債務を返済し調達する企業の能力についてのこれらの利用者の分析の結果は、現在価値測定アプローチを適用するか、又は簿価引継法を適用するかにより大きくは左右されないと考えている。当該考えはまた、一般的に資本市場諮問委員会（CMAC）メンバーとのアウトリーチで受け取ったフィードバックにより支持されている。これは以下の理由によると IASB スタッフは考えている。

- (1) 信用分析は、主にキャッシュ・フローに関する情報に焦点を当てる。上述のとおり、キャッシュ・フロー予測モデル及び信用分析で使用されるキャッシュ・フローに基づく比率は、BCUCC を会計処理するために現在価値アプローチが用いられるか、又は簿価引継法が用いられるかにより大きな影響を受けない。
- (2) 信用分析におけるもう 1 つの主な焦点は、認識された金額、未認識のコミットメント及び偶発債務を含む、企業の債務総額（total gross debt）である。IASB スタッフの調査及びアウトリーチの結果は、債務投資家とクレジットアナリストは、債務の公正価値よりも、額面金額に関する情報に興味があることを示唆

している。加えて、債務投資家及びクレジットアナリストはまた、債務及び未認識のコミットメントの質的な特徴を理解することに関心がある。当該情報は、繰り返しではあるが、現在価値アプローチを適用するか、簿価引継法を適用するかにより影響を受けないだろう。

19. したがって、IASB スタッフは、移転先企業において非支配株主に影響を与える BCUC と、融資者及び他の債権者に影響を与える BCUC について、異なるアプローチを IASB が追求する可能性があると考えている。特に、以下のようである。

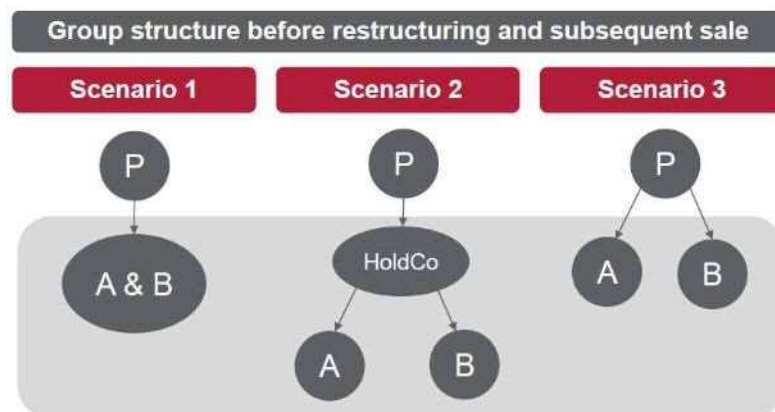
- (1) 移転先企業の非支配株主に影響を与えるすべて又は一部の取引に現在価値アプローチを適用する。
- (2) 移転先企業の融資者及び他の債権者に影響を与えるが、非支配株主に影響を与えない取引に異なるアプローチ（例えば、簿価引継法）を適用する。

(将来の株式投資家)

20. IASB スタッフは、BCUC における移転先企業の将来の株式投資家についての情報ニーズについて、具体的なシナリオを元に分析を行った。

シナリオの分析

21. 以下のシナリオは、いずれも親会社 P が、事業 A 及び事業 B を一緒に IPO で売却するケースである。



(1) シナリオ 1

事業 A 及び事業 B は、単一の法的企業に含まれているため、一緒に売却することができる。

(2) シナリオ 2

中間持株会社を売却することで、事業 A 及び事業 B を一緒に売却することができる。

(3) シナリオ 3

事業 A 及び事業 B を一緒に売却するためには、法的再編を行わなければならない。この場合のシナリオとして、以下の 4 つが示されている¹。



- ① シナリオ 3.1
IPO に備えて企業 A と企業 B を法的に合併する。
- ② シナリオ 3.2
IPO に備えて企業 A 及び企業 B を取得するために新会社を設立する。
- ③ シナリオ 3.3
IPO に備えて企業 A が企業 B を取得する。
- ④ シナリオ 3.4
IPO に備えて企業 B が企業 A を取得する。

IASB スタッフの見解

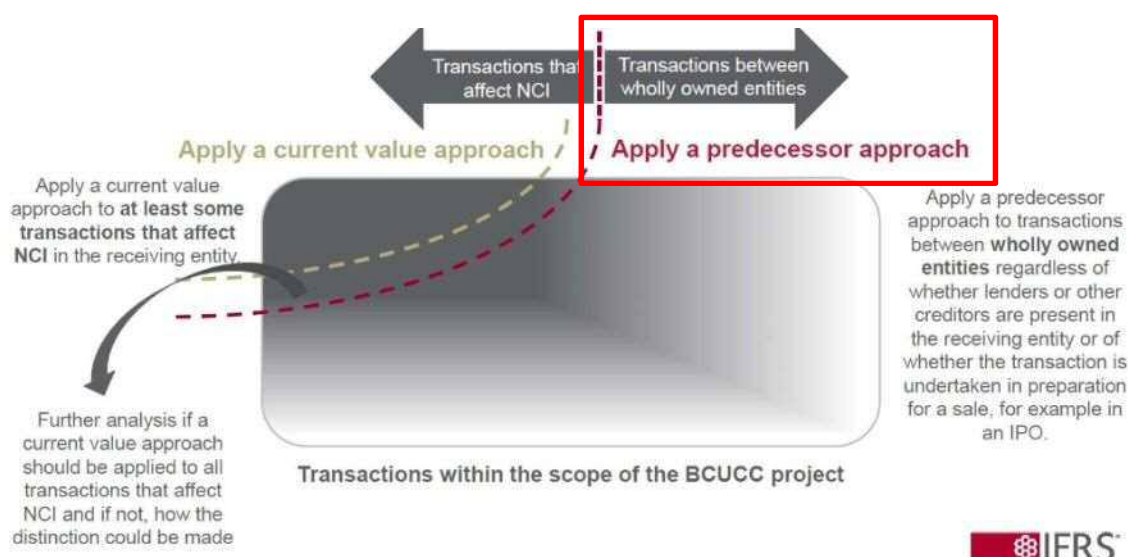
22. IASB スタッフは、これらすべてのシナリオで経済的実質は同じままであることを指摘している。つまり、事業 A 及び事業 B は新しい投資家に売却されるということである。シナリオ 1 及び 2 では、将来の投資家は事業 A と事業 B に関する歴史的情報を受け取ることになるため、IASB スタッフは、事業 A と事業 B に関する歴史的情報がまた、シナリオ 3 のすべてのサブシナリオでも提供されるべきだと考えている。このような情報は、シナリオ 3 のすべてのサブシナリオに簿価引継法を適用することによって提供されるであろうと、IASB スタッフは考えている。IASB スタッ

¹ ASBJ 事務局注：シナリオ 3 のみ IPO に備えて再編（企業結合）の必要があり、これが BCUC 取引に該当する。

フは、この結論が過去の CMAC 会議で提供されたアドバイスと整合的であることに言及している。

(全体の纏め)

23. IASB スタッフの分析を纏めると下表のとおりであり、完全支配下の企業間の BCUCC については、融資者及び他の債権者が移転先企業にどうか、又は IPO のように売却に備えて取引が行われているかどうかにかかわらず、簿価引継法を適用することを提案している。



2019年4月のASAF会議における質問事項

24. 2019年4月のASAF会議における質問事項は以下のとおりである。

- (1) IPO に備えて行われる完全支配企業間の BCUCC について、簿価引継法が将来の株式投資家に対して有用な情報を提供するとの IASB スタッフの結論(第 22 項)に同意するか。また、示された分析について他のコメントはあるか。
- (2) 債務を返済し調達する企業の能力についての債務投資家及びクレジットアナリストによる分析の結果は、BCUCC を会計処理するために現在価値アプローチが適用されるか、簿価引継法が適用されるかにより大きくは左右されないとの IASB スタッフの結論に同意するか。
- (3) 移転先企業の非支配株主に影響を与える BCUCC と、融資者及び他の債権者に影響を与える BCUCC に、異なるアプローチを追求するとの IASB スタッフの結論に同意できるか。特に、以下の点についてである。また、示された分析について他のコメントはあるか。

- ① 移転先企業の非支配株主に影響を与えるすべて又は一部の取引に現在価値アプローチを適用する。
- ② 移転先企業の融資者及び他の債権者に影響を与えるが、非支配株主に影響を与えない取引に異なるアプローチ（例えば、簿価引継法）を適用する。

ASBJ 事務局の気付き事項

25. ASAF 会議における ASBJ 事務局の発言案は次のとおりである。

全般的なコメント

- (1) 完全支配下の企業間の企業結合取引も含め、議論を進めている点については評価できる。しかしながら、これまでの IASB スタッフの分析と合わせると、非支配株主に影響を与える BCUC と影響を与えない BCUC の間に線を引き、会計処理を区分することが提案される結果となっているが（第 23 項参照）、我々は依然として、非支配株主が存在することだけを理由に会計処理が異なるべきではないと考えている。

将来の株式投資家に関する質問について

- (2) IPO を見据えた BCUC 取引について、ストラクチャリングの機会を与えることは望ましくないと考えられることから、簿価引継法を採用するとの結論には違和感はない。

融資者及び他の債権者に関する質問について

- (3) 融資者及び他の債権者の要求の性質及び信用分析の焦点について、特に「財政状態計算書に焦点を当てる傾向がない」との IASB スタッフの分析には疑問があるが、株主投資家と比較して、現在価値アプローチに基づく情報ニーズが低い可能性があることは理解できる。現在価値アプローチに基づく財務諸表を作成するコストを考慮すれば、簿価引継法を採用することに違和感はない。

ディスカッション・ポイント

アジェンダ・ペーパーの内容及び ASBJ 事務局の発言案について、ご質問やご意見があればいただきたい。

以上

プロジェクト **ASAF 対応**

項目 **公開草案「会計方針の変更」(IAS 第 8 号の修正案)に対するコメントフィードバック**

I. 本資料の目的

1. IASB は 2018 年 3 月 27 日に公表された公開草案「会計方針の変更」(IAS 第 8 号の修正案)(コメント期限:2018 年 7 月 27 日)(以下「本公開草案」という。)を公表しており、当委員会は 2018 年 7 月 27 日に本公開草案に対してコメント・レターを提出している。
2. 2019 年 4 月に開催される会計基準アドバイザー・フォーラム(ASAF)会議では、本公開草案に対するコメントへの対応について議論することが予定されており、特にアジェンダ決定により生じた会計方針の変更の遡及適用についてコストと便益を考慮した新たな閾値を設ける提案に寄せられたコメントへの対応について議論することが予定されている。
3. 本資料は、本公開草案に対して寄せられたコメントのうち、コストと便益を考慮した新たな閾値を設ける提案に寄せられたコメントについてご紹介することを目的としている。(本資料第 18 項以降)
4. あわせて、2018 年 12 月に開催された IASB ボード会議における決定事項についてもご紹介する。(本資料第 12 項から第 17 項)

II. 本公開草案の概要及び当委員会からのコメント・レターの概要

本公開草案の概要¹

5. 企業が会計方針の任意の変更を行う一般的な理由の一つに、IFRS 解釈指針委員会(IFRS-IC)が公表するアジェンダ決定に含まれる説明資料の反映が挙げられる。アジェンダ決定に説明資料を含める目的は、IFRS 基準の適用における首尾一貫性を促進することにあるが、アジェンダ決定には強制力はなく、従って、アジェンダ決定により生じる会計方針の変更は IFRS 基準で要求されたものではない。
6. そのため、アジェンダ決定により生じる会計方針の変更は会計方針の任意の変更となり、現行の IAS 第 8 号第 23 項に従えば、実務上不可能である場合を除き遡及適用す

¹ 本公開草案の詳細な内容については、別紙 1 に記載している。

ることが必要となるため、状況によっては変更を行うことが困難な場合がある。

7. IASB は、アジェンダ決定により生じる会計方針の任意の変更を促進するため、変更の遡及適用の閾値を下げるように IAS 第 8 号の修正を提案した。提案している閾値には、新しい会計方針を遡及適用することで期待される財務諸表利用者への便益と、企業が遡及適用の影響を算定することのコストの考慮が含まれる。

(本公開草案の提案)

8. 本公開草案では、アジェンダ決定により生じた会計方針の変更について、次の提案がなされている。

- (1) IAS 第 8 号において「アジェンダ決定」を定義すること
- (2) アジェンダ決定により生じた会計方針の変更については、実務上不可能である範囲に加えて、企業にとっての当該変更の期間固有の影響又は累積的影響のいずれかの算定のコストが、利用者への便益を上回る範囲についても、遡及適用の範囲から除くこと。

(IASB が検討したその他の事項 (検討の結果、修正を提案しなかった項目))

9. IASB は、本公開草案の提案にあたり、次の事項について検討を行ったが、IAS 第 8 号の修正を提案しないこととした。

- (1) アジェンダ決定により生じる変更が誤謬の訂正なのか、任意の会計方針の変更なのか、会計上の見積りの変更なのかを判定する助けとするためのガイダンスを提供すること
- (2) アジェンダ決定により生じる会計方針の変更の適用時期に関するガイダンスを提供すること (ただし、結論の背景において、企業がアジェンダ決定により生じる会計方針の変更を当該アジェンダ決定の公表後直ちに適用することを期待するのは一般的には不合理であろうとの記載を行い、IASB の見解を示すこととした)

当委員会からのコメント・レターの概要²

10. 本公開草案に対して当委員会からコメント・レターを提出しており、次の点についてコメントを行った。
 - (1) IASB が、アジェンダ決定により生じる会計方針の変更について、実務上生じている問題の解決に向けた取組みを行うことを支持すること
 - (2) 我々は、アジェンダ決定による会計方針の変更の問題が生じている根本的な原因は、アジェンダ決定の曖昧な位置づけにあると考えており、本来的には IAS 第 8 号の修正ではなく、アジェンダ決定等の規範性のない文書の位置づけを再検討することにより解決すべきと考えていること
11. また、仮にアジェンダ決定の位置づけの再検討を行わずに IAS 第 8 号の修正を進める場合でも、次の点について検討することを求めるコメントを行っている。
 - (1) 提案された新たな閾値であるコストと便益を考慮した閾値には、(a) コストと便益の比較が困難である、(b) 当該評価は個々の企業毎に行うことは適切ではないと考えられるなど、その運用について実務上の問題があると考えている。アジェンダ決定により生じる会計方針の変更について実務上の便法として特別な取扱いを認めるのであれば、個々のアジェンダ決定毎に IFRS 基準の経過措置に準じた取扱いを定めても良いのではないかと。
 - (2) アジェンダ決定の適用時期の問題に対処するため、個々のアジェンダ決定毎に IFRS 基準の適用時期に準じた取扱いを定めても良いのではないかと。

III. 本公開草案に寄せられたコメント及びその対応**2018 年 12 月に開催された IASB ボード会議の概要**

12. 本公開草案に対して寄せられたコメントのうち、一部のコメントはアジェンダ決定の位置づけ等、デュー・プロセス・ハンドブックに関連する事項が含まれている。DPOC (the Due Process Oversight Committee) は、デュー・プロセス・ハンドブックのレビューを実施しており、本公開草案に寄せられたコメントに対するボードの見解を 2019 年 1 月に開催される DPOC に報告するため、2018 年 12 月に開催された IASB ボー

² 当委員会から送付したコメント・レターの詳細については、別紙 4 に記載している。

ド会議では主に次の2点に関して議論が行われた。

- (1) アジェンダ決定の位置づけと役割
 - (2) アジェンダ決定により生じた会計方針の変更の適用時期
13. その他、本公開草案の主要な提案である、IAS 第8号を修正し、アジェンダ決定により生じた会計方針の変更の遡及適用についてコストと便益を考慮した新たな閾値を設ける提案に寄せられたコメントについても概要が紹介されたが、2018年12月のボード会議ではそれらのコメントに対する対応についてIASBボードは特段の意思決定は求められていない。IAS第8号の修正案は、現行のアジェンダ決定の位置づけやデュー・プロセスを前提としていることから、まずはデュー・プロセス・ハンドブックの見直しに影響し得る論点を先行して議論することが有用と考えられるためである。
14. 2018年12月に開催されたIASBボード会議におけるIASBスタッフの提案は次のとおりである。
- (1) アジェンダ決定による会計方針の変更の適用時期に対処するためのIAS第8号の修正は行わない。
 - (2) 本公開草案に対するフィードバックに対するIASBボードの見解として、次の事項をDPOCに提案する。
 - (a) アジェンダ決定に対するデュー・プロセスは変更しないこと
 - (b) 次の点についてデュー・プロセス・ハンドブックの見直しを提案する
 - (i) 以下を明記する
 - ・アジェンダ決定に説明資料を含む目的はIFRS基準の適用における一貫性を改善することにあること
 - ・アジェンダ決定に含まれた説明資料は、IFRS基準における要求事項を何ら変えるものではないこと。それよりも、説明資料は、要望書に記載された質問、取引又はファクトパターンに対して、IFRS基準の原則及び要求事項をどのように適用するのかを説明するものであること。
 - (ii) 説明資料を含むアジェンダ決定と、その他のアジェンダ決定を区別する。これは、説明資料を含むアジェンダ決定を“Agenda Decisions-

Explanatory”(又はその他の適切なタイトル)として参照させることによって実行することができる。

(iii) アジェンダ決定による会計方針の変更を行うための十分な準備期間が企業に認められていることを説明する。

15. 2018年12月のIASBボード会議の結果、IASBボードは、IFRS解釈指針委員会が公表したアジェンダ決定から生じる会計方針の変更を企業がいつ適用するのかを定めるようにIAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」を修正することはしないと暫定的に決定した。
16. また、IAS第8号の修正案の他の論点については、今後の会議で継続して議論することとされている。
17. なお、第14項(2)に記載したDPOCに対する報告事項については、ほぼスタッフの提案どおりの内容(第14項(2)(b)(ii)以外の内容)が、2019年1月に開催されたDPOCにて報告されている。

今後のIASBボード会議において議論される予定のフィードバック

18. 次項以降では、本資料第13項に記載したとおり、今後のIASBボード会議で議論される予定である、コストと便益を考慮した新たな閾値を設ける提案に対するフィードバックサマリーの概要³をご紹介します。なお、ご参考のために、ASBJのコメント趣旨と同様のものを黄色ハイライトしている。

(全般的なコメント)

19. 本公開草案の提案に対するコメント提出者の見解は様々であり、本公開草案の提案に賛成するコメント、反対するコメント、本公開草案の提案の適用範囲を見直すのであれば賛成とするコメントがあった。
20. 本公開草案の提案に賛成するコメント提出者の主なコメント理由は次のとおりであった。
 - (1) アジェンダ決定により生じた会計方針の変更について、企業の負担や、企業が直面する課題の一部を解決することにつながり、IFRS基準の適用における一貫性の

³ なお、2018年12月のIASBボード会議資料では、コメントに対するIASBスタッフの分析及び見解は示されていないため、コメント概要のみご紹介する。

向上につながる。

(2) アジェンダ決定に含められた説明資料と、企業の会計方針を一致させるための実用的な方法である。

21. 本公開草案の提案に反対したコメント提出者、又は、適用範囲を見直すべきとしたコメント提出者の主なコメント理由は次のとおりであった。

(1) 問題の根本的な原因（アジェンダ決定の位置づけ、適用時期など、2018年12月のIASBボード会議で議論された論点）への対処となっていない。(ASBJ)

(2) 既存のIAS第8号の要件は十分であるため、IAS第8号の修正は不要。

- ・既存のIAS第8号で定められている実務上不可能の閾値で十分であり、それ以上の免除規定は不要である。
- ・企業は遡及適用の可否を検討する際に、実務上不可能の閾値や、一般的な重要性を考慮する際に、既にコストや便益についても考慮している。

(3) 提案された方法では、企業毎に遡及適用を行うかどうかの結果がバラつき、財務諸表利用者にとって意図しない結果をもたらす可能性がある。

(個別論点に対するコメント)

22. 本公開草案の提案の具体的な取扱いについても懸念するコメントが寄せられており、識別された主な論点は次のとおりであった。

(1) 本公開草案の提案の範囲（事務局注：提案された閾値が適用される対象を、「アジェンダ決定により生じた会計方針の変更」とすること）

(2) 提案された閾値の適用

(3) アジェンダ決定による変更の性質を決定（事務局注：誤謬、見積りの変更、会計方針の変更のいずれに該当するか）する助けとなるガイダンスを提供しないこと

本公開草案の提案の範囲

23. 本公開草案の提案の適用範囲については、少数のコメント提出者が同意したものの、多くのコメント提出者は反対または懸念を示した。反対又は懸念を示したコメント提出者は、提案された閾値が適用される範囲を、すべての会計方針の任意の変更に拡大することを提案している。さらに、ごく一部のコメント提出者は、誤謬の訂正まで範

圏を広げるべきとしている。

24. IASB ボードに対して、本公開草案の提案の範囲をすべての会計方針の任意の変更に拡大するコメント提出者の主な主張は次のとおりである。

(1) 会計方針の任意の変更を、異なる二つのタイプに区別する根拠がない。(ASBJ)

(2) 本公開草案に記載された理論的根拠⁴に同意しない。

(3) 本公開草案の提案は、アジェンダ決定の格上げにつながる。(ASBJ。規範性のない他の文書も含め、位置づけを再検討すべきとしてコメントしている。)

(4) 本公開草案の提案は、実務上の困難さがある。例えば次のような状況でアジェンダ決定の公表後に企業が会計方針を変更した場合、アジェンダ決定による会計方針の変更か、そうではない会計方針の任意の変更かの判断が難しい。

- ・アジェンダ決定に記載されたファクトパターンと類似しているが、完全には一致していない場合
- ・アジェンダ決定の公表から長期間経過後に、企業が会計方針を変更した場合

(5) 現行の IAS 第 8 号の実務上不可能の閾値を見直すべきである。

提案された閾値の適用

25. 少数のコメント提出者は、提案されたコストと便益を考慮した閾値について、(a) 企業は従前からそのような評価を行っており、(b) 提案されたガイダンスを踏まえ実務で適用可能な提案であるとして、本公開草案の提案に同意した。

⁴ 本公開草案 BC8 抜粋

しかし、当審議会は、提案している閾値の適用をアジェンダ決定から生じる会計方針の任意の変更に限定することを提案している。理由は次のとおりである。

- (a) 提案している閾値は、すべての任意の変更に適用するとした場合よりも、会計方針の変更の中のより小さな既知の母集団に適用されることになる。新たな閾値をより幅広い母集団に適用すると、会計方針の任意の変更（アジェンダ決定により生じるもの以外）が頻繁に生じるとした場合に、例えば、企業間の比較可能性の喪失や財務諸表利用者のための情報の喪失が生じるおそれがある。
- (b) アジェンダ決定により生じる会計方針の任意の変更と他の任意の変更との間に作り出される区別は、アジェンダ決定の開発及び公表のプロセスを考えれば、恣意的ではないであろう。

26. 一方で、多くのコメント提出者から懸念が示された。これらのコメント提出者からは、提案された閾値の適用は(a)困難でコストがかかる、(b)監査が困難であり、実行可能性に問題があるとのコメントがあった。特に、期待される便益の評価は主観的なものであり、企業に対して重大な判断を求めることにつながる。そのため、IASB ボードが想定している程、提案された閾値は使用されない可能性があるとのコメントがあった。

27. コメント提出者の主な主張は次のとおりである。

(1) 次に示すような、実務上の課題がある。

- ・本公開草案の提案では、便益がコストを上回る範囲で（上回る範囲の過去の期間について）遡及適用を行えば良いとされているが、どの時点まで遡るべきかを決定するのは困難である。
- ・企業はコストを定量化できるかもしれないが、予想される便益の評価は一般的に定性的なものであり、**両者の比較は困難である。本公開草案では便益のガイダンス、コストのガイダンスは提供されたが、どのように両者を比較すべきかについて示されていない。(ASBJ)**
- ・本公開草案で提案された閾値の評価をどの時点で行うべきかが示されていない。アジェンダ決定の公表直後のコストの評価と、十分な準備期間を見込んだ上でのコストの評価は結果が異なる可能性がある。
- ・本公開草案では、予想される便益を評価する際の考慮事項として、変更の大きさ（本公開草案 A8 項(b)）、変更が趨勢情報に与える影響（本公開草案 A8 項(d)）が示されているが、状況によっては、これら进行评估すること自体が企業に多大なコストを生じさせる可能性がある。

(2) 企業が提案されて閾値を適用する際の助けとなるよう、設例又はステップ・バイ・ステップのガイダンスを設けるべきである。

(3) コストと便益の評価は IASB ボードが行うべきであり、各企業に求めるべきではない (ASBJ)

アジェンダ決定による変更の性質を決定する助けとなるガイダンス⁵

28. 本公開草案の検討の過程で、IASB ボードはアジェンダ決定により生じた変更が誤謬

⁵ 本件については、ASBJ から特段のコメントは行っていない。

の訂正なのか、任意の会計方針の変更なのか、会計上の見積りの変更なのかを判定する助けとするためのガイダンスを提供すべきかについて検討を行ったが、既存のIAS第8号はこれらを判断するための十分な基礎を提供しているとして、ガイダンスの開発は行わないこととしている。

29. 一部のコメント提出者は、IASB ボードの見解に懸念を示しており、主に次の内容のコメントが寄せられた。

- (1) 変更の性質の相違の重要性が増したことを考慮すべきである。本公開草案の提案により、アジェンダ決定により生じた会計方針の変更と、誤謬の訂正の取扱いが相違することとなる（従前の取扱いであれば、会計方針の変更も誤謬の訂正も、いずれも実務上不可能の閾値で遡及要否を判断するが、公開草案の提案では、会計方針の変更であればコストと便益の閾値も適用されることとなる）ため、両者を区別するための判断基準の重要性も増すことから、IASB ボードはガイダンスの提供を再考すべきである。
- (2) 少数のコメント提出者は、アジェンダ決定による変更は、すべて誤謬の訂正と解すべきと述べた。アジェンダ決定は、IFRS 基準の要求事項になんら影響を与えるものではなく、企業が既存の要求事項をどのように適用すべきかを確認するものに過ぎないからである。

一方で、アジェンダ決定は規範性がないため、アジェンダ決定は誤謬の訂正を生じさせることはあり得ないと述べたコメント提出者もいた。当該コメント提出者の一部は、本公開草案の提案に含まれている、「アジェンダ決定により、(中略)又は過年度の誤謬の訂正が生じる場合がある」とする記述から、誤謬の訂正を削除し、アジェンダ決定の規範性が無いという位置づけを強調すべきと提案している。

ディスカッション・ポイント

本資料の説明内容について、ご質問やご意見があればいただきたい。

(別紙1)

本公開草案の概要（2018年7月26日開催の第388回企業会計基準委員会資料の抜粋）

背景

1. IAS 第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」を適用する場合、企業が会計方針を変更するのは、その変更がIFRS基準で要求されているか又は財務諸表の利用者に提供される情報の有用性の改善となる場合のみである。
2. 企業が会計方針の任意の変更を行う一般的な理由の一つに、IFRS 解釈指針委員会（IFRS-IC）が公表するアジェンダ決定に含まれる説明資料の反映が挙げられる。アジェンダ決定に説明資料を含める目的は、IFRS 基準の適用における首尾一貫性を促進することにあるが、アジェンダ決定には強制力はなく、従って、アジェンダ決定により生じる会計方針の変更はIFRS基準で要求されたものではない。
3. そのため、アジェンダ決定により生じる会計方針の変更は会計方針の任意の変更となり、実務上不可能である場合を除き遡及適用することが必要となるため、状況によっては変更を行うことが困難な場合がある。
4. IASB は、アジェンダ決定により生じる会計方針の任意の変更を促進するため、変更の遡及適用の閾値を下げるようにIAS 第8号の修正を提案した。提案している閾値には、新しい会計方針を遡及適用することで期待される財務諸表利用者への便益と、企業が遡及適用の影響を算定することのコストの考慮が含まれる。

提案の概要及びその理由

5. 事項以降では、本公開草案において提案された主な内容及びその理由について、次の項目に分けて記載している。
 - (1) アジェンダ決定により生じた会計方針の変更（本資料第6項から第11項）
 - (2) 提案された閾値（本資料第12項から第22項）
 - (3) IASB が検討したその他の事項（検討の結果、修正を提案しなかった項目）
 - (a) アジェンダ決定により生じる変更の適用（本資料第23項から第25項）
 - (b) アジェンダ決定により生じる変更の適用の時期（本資料第26項から第29項）

(4) 経過措置及び発効日（本資料第 30 項から第 31 項）

(アジェンダ決定により生じた会計方針の変更)

アジェンダ決定により生じた会計方針の変更に関する提案内容

6. 本公開草案では、アジェンダ決定により生じた会計方針の変更について、次の提案がなされている⁶。

(1) IAS 第 8 号においてアジェンダ決定を定義した上で、アジェンダ決定により生じた会計方針の変更について、実務上不可能である範囲に加えて、企業にとっての当該変更の期間固有の影響又は累積的影響のいずれかの算定のコストが、利用者への便益を上回る範囲についても、遡及適用の範囲から除くこと。

(2) 企業にとっての当該変更の期間固有の影響又は累積的影響のいずれかの算定コストが、利用者への予想される便益を上回る範囲については、次のとおり取り扱うこと。(事務局補足:実務上不可能な範囲の取扱いに準じた取扱いが提案されている)

(a) 比較情報について会計方針を変更する場合の期間固有の影響の算定コストが予想される便益を上回る場合、予想される便益が算定コストを上回る最も古い期間の期首の資産や負債の帳簿価額に対し新しい会計方針を適用し、当該期間について影響を受ける資本の各内訳項目の期首残高に対し、対応する修正を行う。

(b) 新しい会計方針をすべての過去の期間に適用することの累積的影響の算定コストが予想される便益を上回る場合、予想される便益が算定コストを上回る最も古い日から将来に向かって新しい会計方針を適用する。

アジェンダ決定により生じた会計方針の変更に関する提案の理由

7. IFRS-IC は、基準の適用における首尾一貫性の増大を促進するために、アジェンダ決定に説明資料を含めている。そのため、企業は、その説明資料を反映するために会計方針を変更するか又は変更することを期待される可能性がある。しかしながら、アジェンダ決定には強制力がないので、アジェンダ決定により生じる変更は IFRS 基準によって要求される変更ではない。

⁶ 本公開草案の提案のうち、関連する部分の抜粋を別紙 2 に記載している。

8. アジェンダ決定には強制力がないため、IASB も IFRS-IC も、アジェンダ決定により生じる会計方針の変更についての経過措置を定めていない。これは、次の理由により、状況によっては問題を生じる可能性がある。
- (1) 会計方針の任意の変更の遡及適用による財務諸表利用者への予想される便益が、企業にとっての当該変更の影響の算定のコストを上回らない可能性がある（変更により財務諸表が全体としてより有用な情報を提供することとなる可能性があるとしても）。
- (2) アジェンダ決定の中の説明資料は、公表時に直ちに発効していると思われる可能性がある。IFRS-IC はすでに発効している IFRS 基準の適用を扱うことが多いからである。しかし、企業は遡及適用の影響を算定するために必要な情報を入手することに困難を感じる場合がある（特に、企業の期中報告日又は年次報告日がアジェンダ決定の公表日に近い場合）。
9. 前項に述べた問題点により、企業が、会計方針の変更を行うことや、IFRS-IC に検討を求めるための質問を提出することを思いとどまる可能性がある。さらに、IFRS-IC が、IFRS 基準における諸原則及び要求事項の見直しのためではなく、移行に関する懸念だけのために、基準設定を行うことを提言することがあり得る。
10. IASB は、本資料第 8 エラー！ 参照元が見つかりません。項に示した問題点の主要な原因の 1 つが、IAS 第 8 号が遡及適用以外の方法に実務上不可能⁷という高い閾値を設定していることであると考えた。IASB 又は IFRS-IC が新しい要求事項を開発する際には、経過措置について検討し、主としてコストと便益の理由により、遡及適用の一部の局面について企業に救済措置を提供することが多いが、この同じ救済措置が、会計方針を任意に変更する企業には利用できない。
11. IASB は、アジェンダ決定により生じる会計方針の任意の変更について、実務上不可能の閾値を企業固有のコストと便益の考慮に基づく閾値に引き下げるとは、企業が財務諸表利用者に提供される情報の有用性を改善する会計方針の任意の変更を行うことを容易にする可能性があり、また、IFRS-IC がアジェンダ決定に説明資料を含める際の目的に沿って、IFRS 基準の適用における首尾一貫性を促進することにもつながると考え、本公開草案の提案を行った。

⁷ IAS 第 8 号第 5 項 抜粋

企業がある要求事項を適用するためにあらゆる合理的な努力を払った後にも、適用することができない場合には、その要求事項の適用は実務上不可能である。

(提案された閾値)**閾値に関する提案内容**

12. 本資料第6項に記載のとおり、本公開草案では、アジェンダ決定により生じる会計方針の変更に関する遡及適用に関して、利用者への予想される便益と企業にとっての遡及適用の影響の算定のコストを考慮する閾値が提案されており、提案された閾値に関するガイダンスが示されている⁸。
13. 利用者への予想される便益に関するガイダンスとして、本公開草案 A8 項では、企業は、新しい会計方針を遡及適用することによって提供される情報がなかったとすれば、企業の財務諸表に基づいて利用者が行う意思決定にどのように影響を与える可能性があるのかを検討することとされている。その際の考慮要因として、次のものが例示されている。
- (1) 変更の性質 — 会計方針の変更の影響がその性質により重大であればあるほど、利用者の意思決定が、企業が当該変更を遡及適用しないことによって影響を受ける可能性が大きくなる。
 - (2) 変更の大きさ — 企業の財政状態、財務業績又はキャッシュ・フローの報告に対して会計方針の変更の影響が重大であればあるほど、利用者の意思決定が、企業が当該変更を遡及適用しないことによって影響を受ける可能性が大きくなる。
 - (3) 財務諸表全体にわたる変更の広がり — 企業の財務諸表全体にわたっての会計方針の影響の広がりが大きいほど、利用者の意思決定が、企業が当該変更を遡及適用しないことによって影響を受ける可能性が大きくなる。
 - (4) 変更が趨勢情報に与える影響 — 会計方針の変更が趨勢分析に使用される情報に与える影響が重大であればあるほど、利用者の意思決定が、企業が当該変更を遡及適用しないことによって影響を受ける可能性が大きくなる。
 - (5) 遡及適用からの乖離の程度 — 遡及適用からの企業の乖離が大きいほど、利用者の意思決定が、企業が当該変更を遡及適用しないことによって影響を受ける可能性が大きくなる。
14. 企業にとっての遡及適用の影響の算定コストのガイダンスとして、本公開草案 A9 項

⁸ 本公開草案の提案のうち、関連する部分の抜粋を別紙3に記載している。

及びA10項では、企業は、変更の期間固有の影響又は累積的影響を算定するために生じると合理的に予想する追加的なコスト及び行くと合理的に予想する追加的な労力を考慮することとされており、すでに生じたコストを上回るコスト及びすでに行った労力を上回る労力を考慮することとされている。その際の考慮要因として、次のものが例示されている。

- (1) 新しい会計方針を遡及適用すること、及び／又は過年度情報を修正再表示することのために必要な情報が、過大なコスト及び労力を掛けずに合理的に入手可能かどうか。新しい会計方針を遡及適用するために必要な情報を企業がすでに有しているか又は多大な追加的なコスト及び労力を掛けずに入手若しくは作成できる場合には、利用者への予想される遡及適用の便益は、企業にとっての変更の影響の算定のコストを上回る可能性が高い。
 - (2) 遡及適用からの乖離の程度。遡及適用からの企業の乖離の程度が大きいほど、企業にとっての遡及適用の影響の算定のコストが変更の遡及適用による利用者への予想される便益を上回るかどうかを評価するために企業が行わなければならない分析の範囲が大きくなる。
15. なお、本公開草案では、予想される便益が算定コストを上回るかどうかの評価については、本公開草案A7項において、「企業は、利用者への予想される便益が企業にとっての変更の影響の算定のコストを上回るかどうかを評価する際に、判断を適用する。企業はこの評価を、すべての関連性のある事実及び状況を考慮して行う（A8項からA10項）。」とされている。

閾値に関する提案の理由－提案している閾値の適用範囲

16. IASBは、提案している閾値をすべての会計方針の任意の変更に適用すべきか、アジェンダ決定により生じる変更のみに適用すべきかを検討した。
17. 一部のIASBボードメンバーは次の理由から、提案している閾値をすべての会計方針の任意の変更に適用することを提案した。
 - (1) 提案している閾値をすべての会計方針の任意の変更に適用することにより、企業が財務諸表利用者に提供される情報の有用性を改善する会計方針を自発的に適用することが容易になる。
 - (2) 提案している閾値の適用をアジェンダ決定により生じる会計方針の任意の変更のみに狭めると、アジェンダ決定により生じる会計方針の任意の変更と、他の会

計方針の任意の変更との間に、恣意的な区別と見られるであろうものを作り出す可能性がある。

(3) 提案している閾値の適用をアジェンダ決定により生じる会計方針の任意の変更のみに狭めると、アジェンダ決定に権威ある位置づけを与えたものと見られる可能性がある。

18. しかしながら、IASB は次の理由から、提案している閾値をアジェンダ決定により生じる会計方針の任意の変更に限定して適用することを提案した。

(1) 提案している閾値をすべての会計方針の任意の変更に広げて適用する場合、企業間の比較可能性の喪失や財務諸表利用者のための情報の喪失が生じるおそれがある。

(2) アジェンダ決定により生じる会計方針の任意の変更と他の任意の変更との間に作り出される区別は、アジェンダ決定の開発及び公表のプロセスを考えれば、恣意的ではないと考えられる。

(3) 今回の提案は、アジェンダ決定の強制力のない位置付けを変更することにはならない。むしろ、単にアジェンダ決定を会計方針の任意の変更の源泉として識別することになると考えられる。

閾値に関する提案の理由－提案している閾値の内容

19. IASB は、新たな閾値について、企業にとっての遡及適用の影響の算定のコストのみの考慮を含めるべきか、それとも、財務諸表利用者への予想される便益の考慮も含めるべきかを検討した。一部の IASB ボードメンバーは、企業が予想される便益を利用者の視点から評価することがどのくらい実務的となり得るのかについて、疑問を抱いていた。これらの IASB ボードメンバーは、一般的に、新しい要求事項の遡及適用の免除を設ける場合には、予想される便益とコストを評価するのは、企業自身ではなく、IASB 又は IFRS-IC であると指摘した。

20. IASB は、次の理由から、財務諸表利用者への予想される便益の考慮を、企業にとってのコストとともに含めることを提案している。

(1) 近年公表された IFRS 基準又は修正された IFRS 基準のほとんどすべてにおいて、遡及適用の免除を設けるかどうかの検討の際の主な考慮事項は財務諸表利用者への予想される便益であった。したがって、IASB は、利用者への予想される便益を考慮することを新たな閾値の一部とすべきであると決定した。

- (2) 予想される便益とコストを評価することを企業に要求するのは、全く新しいことではない。他の IFRS 基準がすでに便益とコスト又は他の類似した閾値に基づく要求事項を含んでいる。例えば、予想信用損失減損モデルを適用するにあたり、IFRS 第 9 号「金融商品」は、過大なコストや労力を掛けずに利用可能なすべての合理的で裏付け可能な情報を考慮することを企業に要求している。
- (3) 財務報告に関する意思決定を行う際に利用者の視点を考慮することは、企業にとって新しいことではない。例えば、企業は重要性を評価する際に利用者の視点を考慮する。
- (4) 財務諸表利用者への予想される便益と企業にとってのコストの評価は、具体的な事実及び状況に応じた判断を必要とする。しかし、判断を適用することは、原則ベースの枠組みの不可欠の一部であり、それ自体は、不整合な適用や不適切な会計処理につながるものではない。
21. 提案している閾値の適用により、アジェンダ決定により生じる任意の変更の一部が全面的には遡及適用されない結果となり、財務諸表利用者のための情報のいくらかの喪失となる可能性がある。したがって、IASB は次のことを決定した。
- (1) 企業が遡及適用から乖離するのは、影響の算定のコストが財務諸表利用者への予想される便益を上回る範囲でのみとなる。企業は、遡及適用から乖離できる程度を評価する際に、IAS 第 8 号の第 23 項から第 27 項における実務上不可能の閾値に関しての枠組みと同様の枠組みを適用することになる。
- (2) 財務諸表利用者への予想される便益と企業にとってのコストを評価するために要求される判断を企業が適用するのを支援するための枠組みを提供することが重要となる。したがって、IASB は、予想される便益とコストに関する適用指針を開発した。
22. IASB は、企業が遡及適用の影響の算定のコストを評価する際に考慮するコストと労力を記述するために「追加的な」という用語を使用している。これは、新たな閾値を評価するにあたり、企業はすでに生じているコストやすでに行った労力を考慮すべきではないと結論を下したからである。この評価の焦点は、生じるか又は行うと企業が予想する追加的なコスト及び労力に置かれており、これは遡及適用の影響を算定するために必要な情報を入手するために要求されるコストと労力の全体とは異なる可能性がある。

(IASB が検討したその他の事項 (検討の結果、修正を提案しなかった項目))**アジェンダ決定により生じる変更の適用**

23. IASB は、アジェンダ決定により生じる会計方針の任意の変更のみに適用される修正を提案するにあたり、アジェンダ決定により生じる変更が過年度の誤謬の訂正なのか、任意の会計方針の変更なのか、会計上の見積りの変更なのかを判定する助けとするためのガイダンスを提供すべきかどうかを検討した。IASB は、IAS 第 8 号はアジェンダ決定により生じる変更の性質を判定するための枠組みを提供しているため、修正は必要ないと結論を下した。
24. IASB は、アジェンダ決定の中の情報が、有用で情報価値がある説得力のある新情報を提供する場合があることに留意した。IFRS-IC に提出された事項は、一般的に複雑な性質のものであり、企業が異なる報告方法を適用する結果を生じさせている。IFRS-IC は当該事項に関するリサーチ、分析及び議論を経て暫定的なアジェンダ決定を公表し、それからアジェンダ決定を最終確定する前に、受け取ったコメントを検討する。このプロセスは、それ以外では入手可能ではなく他の方法では入手していると合理的に予想し得なかった情報を提供していることが多い。
25. そのため、IASB は、過年度の誤謬の定義を修正することも、その定義の適用方法に関する指針を提供することも提案していない。IASB は、アジェンダ決定により生じる変更の性質を評価するのに判断を要する可能性があることは認識しているものの、IAS 第 8 号の要求事項はその判断を行うための適切な基礎を提供していると判断している。また、IASB は、変更の性質が企業ごとに異なる可能性が高いため、アジェンダ決定により生じるすべての変更を、誤謬の訂正、会計方針の任意の変更、又は会計上の見積りの変更として性格付けることは、不適切であろうことにも留意した。

アジェンダ決定により生じる変更の適用の時期

26. アジェンダ決定の中の説明資料によって提供された新情報は、公表時に直ちに発効しているものと見られる可能性があり、企業は、状況によっては、この新情報を反映するために会計処理を変更することに困難を感じる可能性がある。そのため、IASB は、企業がアジェンダ決定により生じる会計方針の変更をどの時点で適用するのかを扱うかどうか、また、どのように扱うのかを検討した。IASB は、アジェンダ決定には強制力がなく、それにより生じる会計方針の変更は IFRS 基準によって要求されている変更ではないため、この問題を扱うための明らかな方法はないことに留意した。そのため、IASB が任意の変更の時期を扱うことは困難である。

27. IASB は、アジェンダ決定により生じる会計方針の任意の変更の適用を、翌事業年度（すなわち、アジェンダ決定の公表後に開始する最初の事業年度）の期首からのみ要求するように IAS 第 8 号を修正することを検討した。一部の審議会メンバーはこのアプローチを支持した。アジェンダ決定により生じる会計方針の変更を導入するための若干の時間を企業に与えることになるからである。しかし、このアプローチは、企業がこのような変更を翌事業年度の前に適用することを妨げることにもなる。
28. 前項に記載したアプローチの変型は、このような任意の変更の適用を翌事業年度の期首までには要求するというものであり、変更の適用をアジェンダ決定の公表日から認めることになる。しかし、このアプローチは、例えば、国内の規制により、変更を直ちに適用することを期待される企業が直面する困難を解決しない可能性がある。
29. IASB は、アジェンダ決定により生じる会計方針の変更を企業がどの時点で適用するのかを扱うように IAS 第 8 号を修正することは提案しないと決定した。その代わりに、IASB は、結論の根拠において、このような変更の導入に関しての見解を、アジェンダ決定により生じる変更を企業が適用するのを助ける手段として示すことを決定した。当該決定を踏まえ、次の事項が結論の根拠に記載されている。

BC22 当審議会は、当審議会が新しい要求事項を開発するか又は既存の要求事項を修正する際に、「デュー・プロセス・ハンドブック」が、IFRS 基準を適用する企業に新規又は修正後の要求事項の準備をするための十分な時間があるかどうかを考慮することを要求していることに着目した。同様に、企業が会計方針を任意に変更する際には、一般的に新しい方針の準備をするための十分な時間を持つように計画するであろう。したがって、当審議会の考えでは、企業はアジェンダ決定により生じる会計方針の変更についても同様に準備のための十分な時間を与えられるべきである。変更を導入するための「十分な時間」とはどのようなものなのかを決定することは、判断が必要となり、変更の性質に左右される。しかし、当審議会の見解では、企業がアジェンダ決定により生じる会計方針の変更を当該アジェンダ決定の公表後直ちに適用することを期待するのは一般的には不合理であろう。例えば、具体的な事実及び状況にもよるが、事業年度が 12 月 31 日に終了する企業に、当該年度の期中財務報告書において、同年の 6 月に公表されたアジェンダ決定により生じる変更を適用することを期待するのは一般的には不合理であろう。

(経過措置及び発効日)

経過措置及び発効日に関する提案

30. 本公開草案では、IAS 第8号の修正を、「公開後に決定する日付」以後の会計方針の変更に適用しなければならないとする提案が行われている。

経過措置の提案理由

31. IASBは、企業が本公開草案の修正を、修正の発効日以後に行われる変更に適用することを提案している。IASBは、その日より前に行われた会計方針の変更の会計処理を変更することを企業に認める理由も要求する理由もないと結論を下した。

コメント提出者への質問内容

32. 本公開草案では、次の2点についてコメントを募集している。

(質問1)

次の提案に同意するか。

IASBは、IFRS-ICが公表したアジェンダ決定により生じる会計方針の任意の変更に
ついて、新しい閾値を導入するためにIAS第8号を修正することを提案している。提
案している閾値には、新しい会計方針を遡及適用することで期待される財務諸表利用
者への便益と、企業が遡及適用の影響を算定することのコストの考慮が含まれる。

(質問2)

IASBは、IFRS-ICが公表したアジェンダ決定により生じる会計方針の変更の適用
時期を扱うためのIAS第8号の修正はしないことを決定した。修正案に関する結論
の根拠のBC18項からBC22項は、この点に関してのIASBの検討事項を示している。

BC18項からBC22項に示した説明が、アジェンダ決定により生じる会計方針の変更を企
業が適用するのに役立つと考えるか。

(別紙2)

本公開草案の提案のうち、アジェンダ決定により生じる会計方針の変更に関する提案（削除する文言に取消線、新規の文言に下線を付している。）

- 5 アジェンダ決定とは、特定の事項を基準設定アジェンダに追加しない論拠を説明する、IFRS 解釈指針委員会が公表する決定をいう。
- アジェンダ決定により、会計方針の任意の変更、会計上の見積りの変更又は過年度の誤謬の訂正が生じる場合がある。企業は、アジェンダ決定により生じる変更の性質及び要求される会計処理を決定するために、本基準の要求事項を適用しなければならない。
- 23 遡及適用が第19項(a)又は(b)により必要とされる場合には、会計方針の変更を遡及適用しなければならない。ただし、次の範囲のものは除く。
- (a) 当該変更の期間固有の影響又は累積的影響を測定することが実務上不可能である範囲は除く。
- (b) 会計方針の変更がアジェンダ決定により生じる場合には、企業にとっての当該変更の期間固有の影響又は累積的影響のいずれかの算定のコストが、利用者への便益を上回る範囲。A6項から A10項は、予想される便益とコストの評価に関する指針を示している。
- 25A 第23項(b)を適用して、表示する1期又は複数の過去の期間に係る比較情報に対する当該期間固有の影響の算定の企業にとってのコストが、変更を遡及適用することによる利用者への予想される便益を上回ると判断される場合がある。この状況においては、企業は次のようにしなければならない。
- (a) 変更を遡及適用することによる利用者への予想される便益が企業にとっての変更の影響の算定のコストを上回る最も古い期間の期首の資産や負債の帳簿価額に対して新しい会計方針を適用する。
- (b) 当該期間について影響を受ける資本の各内訳項目の期首残高に対しそれに対応する修正を行う。
- 25B 第23項(b)を適用して、当期の期首において、新しい会計方針をすべての過去の期間に適用することの累積的影響の算定の企業にとってのコストが、変更を遡及適用すること

による利用者への予想される便益を上回ると判断される場合がある。この状況においては、企業は、変更を将来に向かって適用することによる利用者への予想される便益が企業にとっての変更の影響の算定のコストを上回る最も古い日から将来に向かって新しい会計方針を適用するように、比較情報を修正しなければならない。

- 27A 第25B 項を適用する際に、企業は、資産、負債及び資本に対する累積的修正のうち、変更を将来に向かって適用することの利用者への予想される便益が企業にとっての変更の影響の算定のコストを上回る最も古い日の前に生じた部分を見捨てる。会計方針の変更は、たとえ利用者への予想される便益が当該方針を過去の期間について将来に向かって適用することの影響の算定の企業にとってのコストを上回らない場合であっても、認められる。

(別紙3)

本公開草案の提案のうち、提案された閾値に関するガイダンス（新規に追加が提案されたものであるが、読みやすさの便宜のために下線は付していない。）

A6 アジェンダ決定により生じる会計方針の任意の変更については、企業は新しい会計方針を、実務上可能な最も古い日から、又は、第23項(b)が適用される場合には、利用者への予想される便益が企業にとっての変更の影響の算定のコストを上回る最も古い日から、比較情報に適用する。

A7 企業は、利用者への予想される便益が企業にとっての変更の影響の算定のコストを上回るかどうかを評価する際に、判断を適用する。企業はこの評価を、すべての関連性のある事実及び状況を考慮して行う（A8項からA10項）。

利用者への予想される便益

A8 利用者への予想される便益の評価は、企業固有の考慮事項である。財務諸表の利用者への予想される便益を評価する際に、企業は、新しい会計方針を遡及適用することによって提供される情報がなかったとすれば、企業の財務諸表に基づいて利用者が行う意思決定にどのように影響を与える可能性があるのかを検討する。考慮すべき要因には次のものがあるが、これらに限定されない。

(a) 変更の性質 — 会計方針の変更の影響がその性質により重大であればあるほど、利用者の意思決定が、企業が当該変更を遡及適用しないことによって影響を受ける可能性が大きくなる。例えば、

(i) 資産又は負債の当初認識又は認識の中止を生じさせるような新しい会計方針の遡及適用からは、利用者がより多くの便益を得る可能性が高い。資産又は負債の特定の原価ベースの測定の一つの側面だけに影響を与えるような新しい会計方針の遡及適用からは、利用者が得る便益がより少ない可能性が高い。

(ii) 財務諸表に数期間にわたり報告される取引に影響を与える新しい会計方針の遡及適用からは、利用者がより多くの便益を得る可能性が高い。

(b) 変更の大きさ — 企業の財政状態、財務業績又はキャッシュ・フローの報告に対して会計方針の変更の影響が重大であればあるほど、利用者の意思決定

が、企業が当該変更を遡及適用しないことによって影響を受ける可能性が大きくなる。例えば、企業の負債の大きな増加を生じさせるような新しい会計方針の遡及適用からは、企業の負債の小さな増加しか生じさせないような新しい会計方針の遡及適用からよりも、利用者が多くの便益を得る可能性が高い。

(c) 財務諸表全体にわたる変更の広がり — 企業の財務諸表全体にわたっての会計方針の影響の広がり大きいほど、利用者の意思決定が、企業が当該変更を遡及適用しないことによって影響を受ける可能性が大きくなる。例えば、企業が従来は連結していなかった子会社を連結することとなるような新しい会計方針の遡及適用からは、利用者がより多くの便益を得る可能性が高い。これは財政状態計算書、純損益及びその他の包括利益計算書及びキャッシュ・フロー計算書に影響を与える可能性があるからである。資本の別々の内訳項目の中で報告される金額のみに影響を与える新しい会計方針の遡及適用からは、利用者が得る便益がより少ない可能性が高い。

(d) 変更が趨勢情報に与える影響 — 会計方針の変更が趨勢分析に使用される情報に与える影響が重大であればあるほど、利用者の意思決定が、企業が当該変更を遡及適用しないことによって影響を受ける可能性が大きくなる。例えば、性質の類似した頻繁な又は計上の取引に影響を与える新しい会計方針の遡及適用からは、利用者がより多くの便益を得る可能性が高い。頻度が低いか又は一回限りで発生する取引又は事象のみに影響を与える新しい会計方針の遡及適用からは、利用者が得る便益がより少ない可能性が高い。

(e) 遡及適用からの乖離の程度 — 遡及適用からの企業の乖離大きいほど、利用者の意思決定が、企業が当該変更を遡及適用しないことによって影響を受ける可能性が大きくなる。例えば、企業が新しい会計方針を将来に向かって適用する（第 25B 項に記述）ことから、企業が当期の利益剰余金期首残高を修正するが表示する 1 期又は複数の過去の期間に係る比較情報を修正再表示しないことによって新しい方針を遡及適用する場合（第 25A 項に記述）よりも、利用者が得る便益が少ない可能性が高い。

企業にとっての遡及適用の影響の算定のコスト

A9 企業にとっての遡及適用の影響の算定のコストを評価する際に、企業は、変更の期間固有の影響又は累積的影響を算定するために生じると合理的に予想する追

追加的なコスト及び行うと合理的に予想する追加的な労力を考慮するであろう。追加的なコストとは、企業が変更の期間固有の影響又は累積的影響を算定するために必要な情報を得るために生じると合理的に予想している、すでに生じたコストを上回るコストである。同様に、追加的な労力とは、企業が変更の期間固有の影響又は累積的影響を算定するために必要な情報を得るために行うと合理的に予想している、すでに行った労力を上回る労力である。

A10 この評価を行うにあたり、企業は特に次のことを考慮する。

(a) 新しい会計方針を遡及適用すること、及び／又は過年度情報を修正再表示することのために必要な情報が、過大なコスト及び労力を掛けずに合理的に入手可能かどうか。新しい会計方針を遡及適用するために必要な情報を企業がすでに有しているか又は多大な追加的なコスト及び労力を掛けずに入手若しくは作成できる場合には、利用者への予想される遡及適用の便益は、企業にとっての変更の影響の算定のコストを上回る可能性が高い。

(b) 遡及適用からの乖離の程度。遡及適用からの企業の乖離の程度が大きいほど、企業にとっての遡及適用の影響の算定のコストが変更の遡及適用による利用者への予想される便益を上回るかどうかを評価するために企業が行わなければならない分析の範囲が大きくなる。

例えば、企業は当初に、表示する1期又は複数の過去の期間に係る比較情報に対する期間固有の影響の算定の企業にとってのコストが、変更の遡及適用による利用者への予想される便益を上回るかどうかを評価する。コストが予想される便益を上回る状況においては、企業は新しい会計方針を遡及適用するが比較情報の修正再表示はしないとした場合（第25A項に記述）のコストと便益を評価する。追加的な評価が要求されなくなる時点は、利用者への予想される便益が企業にとってのコストを上回ると企業が結論を下す時点である。

(別紙4)

2018年7月27日

国際会計基準審議会 御中

公開草案「会計方針の変更」(IAS第8号の修正案)に対するコメント

1. 当委員会は、2018年3月に公表された国際会計基準審議会(IASB)の公開草案「会計方針の変更」(IAS第8号の修正案)(以下「本公開草案」という。)に対して我々のコメントを提供する機会を歓迎する。
2. 我々は、アジェンダ決定により生じる会計方針の変更について、遡及適用により企業に多大なコストが生じる懸念や、アジェンダ決定により生じる会計方針の変更の適用時期の問題など、IASBが現行の実務において生じている問題を認識し、その解決に向けた取り組みを行うことを支持する。
3. しかしながら、我々は、アジェンダ決定により生じる会計方針の変更について問題が生じている根本的な原因は、アジェンダ決定の「強制力のある要求事項を提供しないが、有用で情報価値があり説得力のあるものと見るべきである」という曖昧な位置づけにあるものと考えている。そのため、問題の根本的な解決にはアジェンダ決定の位置づけを再検討する必要があると考えている。
4. そのための方法としては、(a)アジェンダ決定を強制力あるものとし、IFRS基準と同様に経過措置や発効日を伴う運用を行うか、(b)引き続きアジェンダ決定を強制力のないものとしつつ、アジェンダ決定を利用するかどうかを企業が任意で選択できるようにするかの2つの方法が考えられる。いずれの方法を採る場合であっても本来的には規範性のある文書を通じてIFRS基準の適用の首尾一貫性を促進することを原則とすべきと考える。
 - (1) アジェンダ決定を強制力あるものとするためには、デュー・プロセス・ハンドブックにおけるアジェンダ決定の位置づけを含め、抜本的な見直しが必要となり、アジェンダ決定に求められるデュー・プロセスの見直し、IFRSに付属する設例や結論の背景等の規範性のないものとの関係なども整理することが必要と考えられる。また、現在アジェンダ決定が必ずしも強制力のあるものとは受け止められていない法域の関係者も含め、多くの関係者の理解を得る必要がある。

- (2) アジェンダ決定を強制力のないものとし、アジェンダ決定を利用するかどうかを企業が任意で選択できるようにするためには、一部の法域においてアジェンダ決定が実質的に強制力あるものとして受け止められている現状を改善する必要がある。我々は、「IFRS に準拠して財務諸表を作成している」としながらも、各法域の規制等を含めたところで実際に企業が従うべきものが異なる場合には、IFRS を適用している企業間で財務諸表の比較可能性が低下するのではないかという点を懸念している。規範性がないガイダンスの適用状況を IASB がコントロールすることが難しい場合には、実務にバラつきがあり、そのバラつきを抑制するために IASB が解釈を示す必要があるような論点（当該論点に関するアジェンダ決定を公表した場合、アジェンダ決定による会計方針の変更が多く企業で生じる可能性のあるような論点）については、原則としてアジェンダ決定のような規範性のない文書ではなく、基準設定プロセスを通じて対処すべきと考える。
5. 上述のとおり、我々は、アジェンダ決定により生じる会計方針の変更に関する問題は、本来的には IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の修正ではなく、アジェンダ決定を含め、IFRS に付属する設例や結論の背景などの他の規範性のない文書の位置づけを再検討することを通じて解消すべき問題であると考えている。
6. 一方で、アジェンダ決定を含む規範性のない文書の位置づけの再検討を行う場合には、長期的な対応が必要となると考えられる。IASB が当面の対応として IAS 第 8 号の修正を通じて現状の問題に対処する場合には、本公開草案について追加で検討を要する事項があると考えており、その点については個々の質問に対する回答として別紙に記載している。
7. 我々のコメントが、IASB の審議に貢献することを期待している。ご質問があれば、ご連絡いただきたい。

小野 行雄

企業会計基準委員会 委員長

コメント・レター別紙

質問 1

当審議会は、IFRS 解釈指針委員会が公表したアジェンダ決定により生じる会計方針の任意の変更について、新しい閾値を導入するために IAS 第 8 号を修正することを提案している。提案している閾値には、新しい会計方針を遡及適用することで期待される財務諸表利用者への便益と、企業が遡及適用の影響を算定することのコストの考慮が含まれる。

修正案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、修正案の中で賛成又は反対する特定の側面があるか。提案する代替案があれば、理由とともに説明されたい。

1. 我々は、アジェンダ決定により生じる会計方針の変更について、会計方針の変更の遡及適用が企業に対する重い負担となっており、その解消に向けた取り組みを IASB が行うことには同意する。しかしながら、会計方針のアジェンダ決定により生じる会計方針の変更便益とコストの閾値を導入するという提案には問題があるものと考えている。
2. 具体的には、(a)新しい閾値の適用範囲、(b)便益とコストの閾値の実行可能性、(c)個々の企業が便益とコストを評価することの運用コストの観点から、問題があるものと考えている。

新しい閾値の適用範囲について

3. 我々は、アジェンダ決定に規範性がないのであれば、それを IAS 第 8 号で定義したうえで IFRS の適用において特別な取り扱いを認めることは適切ではなく、本来的にはすべての会計方針の任意の変更に同一の閾値を適用すべきと考えている。
4. また、アジェンダ決定以外にも IFRS に付属する設例や結論の背景などの規範性のない文書が他にもあるなか、アジェンダ決定のみに対して特別な取り扱いを認めることについても疑問がある。
5. それにもかかわらず、IASB が実務上の問題を解決するための便法として IAS 第 8 号を修正するのであれば、その内容はすべての企業にとって容易に実行可能なものでなければならないと考えている。

便益とコストの閾値の実行可能性について

6. 我々は、本公開草案では、便益に関するガイダンス及びコストに関するガイダンスは示されたものの、便益とコストを比較するためのガイダンスが不十分であり、コストが便益を上回ることを企業が立証するのは困難と考えている。
7. また、我々は、便益とコストを比較するための具体的なガイダンスがないことから、本公開草案の提案を通じて、IASB が実務上不可能の閾値よりも低い閾値として便益とコストの閾値を提案していることは理解できても、閾値をどの程度まで引き下げることを意図しているのかが明らかではないと考えている。その結果、便益とコストの閾値を適用した場合の遡及適用の要否の判断が企業毎にバラつくことを懸念している。
8. 我々は、これらの問題を解決するためには、本公開草案の A7 項に記載されているような「企業は、利用者への予想される便益が企業にとっての変更の影響の算定のコストを上回るかどうかを評価する際に、判断を適用する。企業はこの評価を、すべての関連性のある事実及び状況を考慮して行う (A8 項から A10 項)。」との記載では不十分であり、IASB が便益とコストを比較するための、より具体的な判断規準を示す必要があると考えている。
9. しかしながら、我々は、便益とコストの比較のための判断規準を作成することは困難であると考えており、便益とコストの閾値については実務上の実行可能性に問題があるのではないかと考えている。

個々の企業が便益とコストを評価することの運用コストについて

10. 我々は、会計方針を変更した際に、その変更を遡及適用することによる利用者への予想される便益と、企業が遡及適用の影響を算定するコストが、企業固有の要因によって企業毎に異なることは承知している。
11. 一方で、我々は、多くの場合、会計方針の変更を行った場合の遡及適用の有無による利用者への予想される便益と、企業が遡及適用の影響を算定するコストは、企業固有の要因よりも、会計方針の変更の対象となる論点の性質自体に影響される側面が大きいと考えている。実際、新たな IFRS 基準を開発する際や、既存の IFRS を修正する場合、新たな IFRS の要求事項が適用されることによる影響は個々の企業毎に異なるにも関わらず、IASB はコストと便益の考慮を通じてすべての企業に対して一律に経過措置を設けている。

12. このような状況を踏まえると、我々は、アジェンダ決定のように同一の事象に起因して多くの企業の会計方針に影響を生じさせるようなものについては、個々の企業において会計方針の変更に関する遡及適用の要否の評価を行うことは不効率である。
13. また、遡及適用の要否の判断結果がバラつく場合には財務諸表の比較可能性も損なう可能性があり、利用者が財務諸表を分析するにあたって調整を要することによる追加的なコストなども生じさせる可能性がある。

結論

14. 我々は、IASB が、アジェンダ決定は IASB の考える望ましい IFRS 適用の方法を示唆するものであり、IFRS を適用する企業はそれに従うことが望ましいものと位置づけた上で、アジェンダ決定により生じる会計方針の変更について実務上の便法として特別の取扱いを認めることが有用と考えるのであれば、次のような形で個々のアジェンダ決定毎に取り扱いを定めることで、運用が容易で企業間の比較可能性も担保される結果となるのではないかと考えている。
 - (a) 個々のアジェンダ決定において、当該アジェンダ決定により会計方針を変更する場合の遡及適用の要否に関する取扱い（IFRS 基準における経過措置に準じたもの）を示す。
 - (b) IAS 第 8 号第 23 項で定めるアジェンダ決定による会計方針の変更の場合の遡及適用を要しない範囲について、本公開草案で修正が提案されている IAS 第 8 号第 23 項(b)のようなコストが便益を上回る範囲とするのではなく、個々のアジェンダ決定毎に当該アジェンダ決定で示された範囲とする。

質問 2

当審議会は、IFRS 解釈指針委員会が公表したアジェンダ決定により生じる会計方針の変更の適用時期を扱うための IAS 第 8 号の修正はしないことを決定した。修正案に関する結論の根拠の BC18 項から BC22 項は、この点に関しての当審議会の検討事項を示している。

BC18 項から BC22 項に示した説明が、アジェンダ決定により生じる会計方針の変更を企業が適用するのに役立つと考えるか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どのような提案をするか、また、その理由は何か。BC20 項に示した当審議会が検討した代替案のいずれかを提案するか。提案する理由又は提案しない理由は何か。

15. 我々は、企業がアジェンダ決定により生じる会計方針の変更をアジェンダ決定の公表後直ちに適用することを期待するのは一般的に不合理であろうとする IASB の見解には同意する。しかしながら、本公開草案の提案はアジェンダ決定により生じる会計方針の変更の適用時期への対処として不十分であると考えている。
16. IAS 第 8 号第 14 項(b)では「企業は、会計方針の変更が以下に該当する場合のみ、会計方針を変更しなければならない。…(b)企業の財政状態、財務業績又はキャッシュ・フローに対して取引その他の事象又は状況が及ぼす影響について、信頼性があり、より目的適合性の高い情報を提供する財務諸表となる。」とされている。そのため、我々は、企業がアジェンダ決定により生じる会計方針の変更を行うことにより、信頼性があり、より目的適合性の高い情報を提供する財務諸表となると考えているにも関わらず、当該企業がアジェンダ決定の公表後にアジェンダ決定により生じる会計方針の変更を行わずに財務諸表を作成することが容認される根拠は乏しいのではないかと考えている。
17. 我々は、IAS 第 8 号第 14 項(b)をはじめとする IAS 第 8 号における会計方針の任意の変更の要求事項は、アジェンダ決定のような外部要因により企業が会計方針の任意の変更を行うこととなる状況を必ずしも想定したものとはなっていないため、上記のような問題が生じるものと考えている。アジェンダ決定により生じる会計方針の変更を IAS 第 8 号で明示的に取り上げた上で、会計方針の任意の変更の枠組みで対処するのであれば、それに応じた IAS 第 8 号の既存の要求事項の見直しが必要であり、適用時期の問題については IFRS 基準本文における要求事項で対処すべき問題であると考えている。
18. 具体的には、次のような形で個々のアジェンダ決定毎に取扱いを定めることで、アジェンダ決定を早期に適用したい企業と、一定の準備期間を望む企業のニーズを満たしつつ、適用時期のバラつきを抑制することができるのではないかと考えている。
 - (a) 個々のアジェンダ決定において、当該アジェンダ決定により会計方針を変更する場合の変更の適用の時期に関する取扱い（IFRS 基準における発効日に準じたもの）を示す。
 - (b) IAS 第 8 号第 14 項(b)において、アジェンダ決定により生じる会計方針の変更の場合には、アジェンダ決定で示された期間まで会計方針の変更を要しない旨を追加的に定める。

以上